

## 第5章 施策の基本方針

第4章で描く本県が目指す将来像の実現に向け、今後10年間に取り組むべき方向性について、次のとおり基本方針を定めます。

### 1 森林の公益的機能の強化

安心、安全の確保など豊かな県民生活を支えている森林の持つ地球温暖化の防止や山地災害の防止、水源涵養、保健休養等の公益的機能を強化するため、荒廃した民有林等の整備や森林の自然災害・病虫獣害等からの保全、保健休養の場としての利用などの取り組みを推進します。

- (1) 森林の整備
- (2) 森林の保全
- (3) 防災・減災のための治山施設整備等の推進
- (4) 森林空間の利活用

### 2 林業の成長産業化の推進

本格的な利用期を迎えた人工林資源を活用した林業の成長産業化を進めるため、林業の生産性の向上や県産材の需要拡大、林業の担い手の確保・育成、木材産業の振興などによる、「伐る、使う、植える、育てる」といった、森林資源を循環利用する取り組みを推進します。

- (1) 県産材供給体制の強化
- (2) 県産材の需要拡大
- (3) 林内路網整備の推進
- (4) 木質バイオマスの利活用の推進
- (5) 林業の担い手の確保・育成
- (6) 特用林産物の産地化の推進